

電気工事業の手引き 3 (登録・変更—建設業許可なし)

2022. 6
神奈川県くらし安全防災局防災部消防保安課

電気工事業の登録を行った事業者が、登録内容を変更する場合は変更届が必要です。変更内容ごとの必要書類は表のとおりです。

必要書類に「⑧登録電気工事業者登録証」が含まれる場合のみ、手数料が**神奈川県収入証紙**で 2,200 円かかります。

【必要書類】 変更内容に★が付いている項目については手数料が 2,200 円かかります。

提出書類	氏名・名称★	住所★	法人の代表者・役員	営業所の名称・所在地	主任電気工事士	主任電気工事士の免状種類	電気工事の種類★
①登録事項等変更届出書(様式第 11)	○	○	○	○	○	○	○
②誓約書(県様式第 7 号)			○				
③主任電気工事士に関する誓約書(県様式第 8 号)					○		
④雇用証明書(県様式第 9 号)					△		
⑤電気工事士免状のコピー					○	○	
⑥主任電気工事士等実務経験証明書(県様式第 11 号)					▲		
申請者が法人の場合⇒⑦登記事項証明書	○	○	○				
申請者が個人の場合⇒⑦現住所が確認できる公的書類							
⑧登録電気工事業者登録証	○	○					○

○=必須書類。

△=申請者が個人の場合：申請者本人以外が主任電気工事士になる場合に必要。

申請者が法人の場合：役員以外が主任電気工事士になる場合に必要。

▲=第二種電気工事士が主任電気工事士になる場合に必要。

①～④、⑥の様式は、県のホームページからダウンロードできます

神奈川県 電気工事業

検索

「⑧登録電気工事業者登録証」が必要書類で、登録電気工事業者登録証を紛失している場合は、同時に再交付の手続きが必要です。「登録証再交付申請書」(様式第 13)を、変更届とともに提出してください。なお、再交付には、別途手数料として神奈川県収入証紙 2,200 円分が必要です。

【窓口】

会社や営業所等の所在市町村	窓口	〒	住所	電話
横浜市・川崎市・横須賀市・鎌倉市・逗子市・三浦市・葉山町	消防保安課	231-8588	横浜市中区日本大通1	045-210-3475
相模原市・厚木市・大和市・海老名市・座間市・綾瀬市・愛川町・清川村	県央地域県政総合センター 環境部 環境保全課	243-0004	厚木市水引 2-3-1	046-224-1111 (代表)
平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・秦野市・伊勢原市・寒川町・大磯町・二宮町	湘南地域県政総合センター 環境部 環境保全課	254-0073	平塚市西八幡 1-3-1	0463-22-2711 (代表)
小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町	県西地域県政総合センター 環境部 環境保全課	250-0042	小田原市荻窪 350-1	0465-32-8000 (代表)

① 登録事項等変更届出書 (様式第11)

登録内容の内、登録電気工事業者登録証の記載事項(会社名、所在地、電気工事の種類)が変更になる場合は、**神奈川県収入証紙**で手数料(2,200円)が別途必要となります。窓口で申請をする場合は、**窓口で相談後、近くの収入証紙販売場所で収入証紙を購入してください。**

登録電気工事業者登録証に記載された登録番号・登録の年月日を記載します。

何を変更したかを記載し、変更前と変更後の内容を記載します。

変更した年月日を記載します。

変更の理由を記載します。

様式第11(原則第7条関係)		登録事項等変更届出書		※届出番号	※受理年月日	年	月	日				
神奈川県収入証紙は 別付欄 (2,200円又は0円)		2021年10月21日										
神奈川県知事殿 (地域県政総合センター所長)		〒 231 - 8588 TEL1 045 - 210 - 3475 (内) 2340 TEL2 090 - 1234 - 5678 <small>(TEL2は、日中に連絡がつく電話番号を記載ください)</small> FAX 045 - 210 - 3475 住所 横浜市中区日本大通1 氏名又は会社名 株式会社 神奈川電気 法人にあっては代表者の氏名 神奈川 小太郎										
登録電気工事業者の登録事項に変更がありましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第10条第1項の規定により、登録証を添えて次のとおり届け出ます。												
1 登録の年月日及び登録番号 神奈川県知事 登録第 283999 号 28年11月21日												
2 変更事項の内容 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>従前の内容</th> <th>変更後の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 役員の変更 旧役員 神奈川 三郎 </td> <td> 新役員 神奈川 四郎 </td> </tr> </tbody> </table>									従前の内容	変更後の内容	役員の変更 旧役員 神奈川 三郎	新役員 神奈川 四郎
従前の内容	変更後の内容											
役員の変更 旧役員 神奈川 三郎	新役員 神奈川 四郎											
3 変更の年月日 2021年10月1日												
4 変更の理由 旧役員の退職による、新役員の就任												

なお、変更内容が複数ある場合でも、1枚の「登録事項等変更届出書」に複数の変更内容を記入していただいて、問題ありません。

その場合は、必ず変更事項が分かるように記入してください。

様式第11号(個別型) (関係書類)

登録事項等変更届出書

2021年10月21日

神奈川県知事殿
(地域県政総合センター所長)

〒231-8588
TEL1 045-210-3475 (内) 2340
TEL2 090-1234-5678
(TEL2は、日中に連絡がつく電話番号を記載ください)
FAX 045-210-3475
住所 横浜市中区日本大通1
氏名又は会社名 株式会社 神奈川電気
法人にあっては代表者の氏名 神奈川 小太郎

登録電気工事業者の登録事項に変更がありましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第10条第1項の規定により、登録証を添えて次のとおり届け出ます。

1 登録の年月日及び登録番号
神奈川県知事 登録第 283999 号 28年11月21日

2 変更事項の内容

従前の内容	変更後の内容
①代表者 神奈川 太郎	①神奈川 小太郎
②主任電気工事士 神奈川 太郎	②神奈川 小太郎

3 変更の年月日
① 2021年10月1日
②

4 変更の理由
①世代交代のための代表者変更
②世代交代による主任電気工事士の変更

変更事項に丸数字等で項目立てをし、その項目番号ごとに変更年月日と変更理由を記入してください。

② 誓約書 (県様式第7号)

法人の代表者または役員が変更になった場合に提出します。

登記事項証明書に記載された、会社名、本店の所在地、代表者の氏名等を記載します。

県様式第7号(電気工事業登録等関係事務処理要領)

誓約書

2021年4月15日

神奈川県知事殿
(地域県政総合センター所長)

住所 横浜市中区日本大通1
氏名又は会社名 株式会社 神奈川電気
法人にあっては代表者の氏名 神奈川 小太郎

私(当社及び当社の役員)は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約いたします。

③ 主任電気工事士に関する誓約書（県様式第8号）

主任電気工事士が変更になった場合に提出します。

法人の場合は登記事項証明書に記載された、会社名、本店の所在地、代表者の氏名等を記載します。
個人事業の場合は、住所と氏名を記載します。

法人の場合は、会社名とは別に営業所名があればその名称を記載し、なければ「同上」と記載してください。
個人事業の場合は、屋号を記載し、なければ「同上」と記載してください。

県様式第8号(電気工事業登録等関係事務処理要領)

主任電気工事士に関する誓約書

2021年10月15日

神奈川県知事殿
(地域県政総合センター所長)

住所 横浜市中区日本大通1
氏名又は会社名 株式会社神奈川電気
法人にあっては代表者の氏名 神奈川 小太郎

下記の営業所に置く主任電気工事士は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約いたします。

営業所の名称	主任電気工事士等の氏名	主任電気工事士免状の種類及び交付番号(種類はどちらかに○をつけて下さい)
川崎営業所	川崎 次郎	○第一種 第二種 神奈川 (郵通印) 第 99999 号

「主任電気工事士等の氏名」「主任電気工事士免状の種類及び交付番号」の欄は、主任電気工事士の氏名、免状の種類と交付番号を記載します。

④ 雇用証明書（県様式第9号）

主任電気工事士が変更になって、法人の代表者・役員以外が主任電気工事士になった場合に提出します。個人事業の場合は、申請者以外が主任電気工事士になった場合に提出します。

法人の場合は、登記事項証明書に記載された、会社名、本店の所在地、代表者の氏名等を記載します。
個人事業の場合は、住所と氏名を記載します。

雇用している主任電気工事士の氏名、住所、生年月日を記載し、雇用した年月日を記載します。

県様式第9号(電気工事業登録等関係事務処理要領)

雇用証明書

2021年10月15日

神奈川県知事殿
(地域県政総合センター所長)

住所 横浜市中区日本大通1
氏名又は会社名 株式会社神奈川電気
法人にあっては代表者の氏名 神奈川 小太郎

下の者は、私(当社)の従業員(役員)であることを証明いたします。

主任電気工事士の氏名	川崎 次郎
住所	〒211-0900 川崎市幸区〇〇〇1-12-12-306号
生年月日	昭和45年2月〇日
雇用年月日	平成27年4月1日

⑤ 電気工事士免状のコピー

主任電気工事士が変更になった場合、または主任電気工事士の免状の種類が変更になった場合に、提出します。

電気工事士免状はA4サイズの紙にコピーしたものをご用意ください。なお、窓口で手続きをする場合には、免状原本もご持参ください。

第一種電気工事士免状の場合は、5年ごとの定期講習を受講しているか確認しますので、「講習受講記録」の部分(直近日付のページ)もコピーしてください。

講習受講記録のページ

神奈川県 第 99999 号
第一種電気工事士免状
氏名 川崎 次郎
生年月日 昭和45年2月〇日
平成12年2月〇日交付
神奈川県知事 加藤 寛

講習受講記録		
講習年月日	受講場所	講習実施者証印
17年2月5日	神奈川	
22年2月1日	神奈川	
27年2月1日	神奈川	

⑥ 主任電気工事士等実務経験証明書 (県様式第11号)

※第二種電気工事士が主任電気工事士になる場合に提出

主任電気工事士が変更になり、その主任電気工事士が第二種電気工事士の場合に提出します。新しい主任電気工事士が、第二種電気工事士免状を取得して3年以上自社で働いていて、かつ自社の登録期間がその3年以上の期間と重複している場合には、証明書を自社で作成して提出します。そうでない場合には、新しい主任電気工事士が以前働いていた会社で証明書を作成してもらったものを提出します。

実務経験証明書の書き方については、「実務経験証明書作成の手引き」をご覧ください。

⑦ 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) ※法人の場合 現住所を確認できる公的書類 ※個人事業の場合

住所を変更した場合、個人事業の氏名や法人名を変更した場合、法人の代表者や役員を変更した場合に提出します。

現住所を確認できる公的書類とは、官公署等から発行(発給)された書類で、氏名、住所及び生年月日を証するものを指します。代表的なものとしては、運転免許証のコピー、住民票の写し、マイナンバーカードのコピー、健康保険証のコピーがあります。

住民票の写し以外は、A4の紙にコピーして提出してください。なお、健康保険証をコピーする際は、保険者番号・被保険者等記号・番号の部分を目隠しして(塗りつぶすなど読み取れないようにして)コピーしてください。

登記事項証明書や住民票の写しもコピーしたものを提出可能です。なお、発行日(証明日)から6か月以内の書類に限ります。

⑧ 登録電気工事業者登録証

住所を変更した場合、法人名や(個人事業の場合は)氏名を変更した場合、または電気工事の種類を変更した場合に、現在お手元にある「登録電気工事業者登録証」の原本を提出します。

この場合、手数料が神奈川県収入証紙で2,200円必要になります。